

西条市農業委員会 令和5年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和5年10月5日(木) 午後2時00分から午後2時38分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 24名 欠席者 6名 出席率 80.0%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
	9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	真田 克彦	26番	佐伯 静雄
	2番	一色 信之	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	3番	加藤 武司	16番	山田 好一	29番	小倉 謙治
	4番	高橋 滝雄	17番	垂水 久明	30番	日野 貴文
	5番	伊藤 龍二	19番	菅 辰郎		
	6番	伊藤 正夫	20番	高木 秀昭		
	7番	日野 哲也	22番	佐山 林壱		
	8番	宮武 恭宏	23番	黒河 祐二		
	9番	岡本 省三	24番	渡部 靖		
	11番	近藤 仁志	25番	佐伯 保親		

○欠席者氏名

10番	安藤 英利	13番	平木 克彦	14番	中川 英隆
18番	楠窪 和彦	21番	高橋 寿夫	28番	桑原 俊樹

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
事務局次長 高橋徹也
事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

- 事務局 定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度 第7回西条市農業委員会 総会を開催いたします。
皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【会長挨拶】
- 事務局 それでは、議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】
- 議 長 それでは、ただ今より、令和5年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は、着座にて進行しますので、よろしく願いをいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】
- 議 長 まず、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。
近藤明弘委員、長谷川孝師委員の両委員にお願いをいたします。
- 議 長 なお、推進委員の方から欠席届が出ておりますので、報告をいたします。10番 安藤英利委員、13番 平木克彦委員、14番 中

川英隆委員、18番 楠窪和彦委員、21番 高橋寿夫委員、28番 桑原俊樹委員の6名でございます。

ただ今の出席農業委員数は、24名全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書の3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

83号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

84号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

85号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

86号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

87号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

88号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

89号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

90号は、〇〇の 〇〇 氏が、91号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

92号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇

氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

93号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

94号は、〇〇の特定非営利活動法人 〇〇が、障がい者の就労支援等のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

農地法第3条では、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人に限っていますが、その例外として、社会福祉事業を行うことを目的として設立された営利を目的としない法人が、権利を取得しようとする農地を、その法人が行う事業の目的に必要なと認められる場合であれば、農地法第3条の不許可の例外に該当することとなっております。

申請人の定款によりますと、申請人は、障がいのある人、その家族、その方々を支援する関係者全員を幸せにする社会の実現を目指し、広く公益の増進に貢献することを目的として、障がい者福祉サービスや農業の経営、農産物の生産・販売などの事業を行うNPO法人であり、農地取得の目的から、不許可の例外に該当しているものと考えます。

なお、愛媛県農業会議にも確認したところ問題ないとの回答を得ております。

以上12件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございましたが、その中で89号、92号及び93号につきましては新規就農ではありますが、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいただきたいと思えます。

よろしくお願いをします。

事務局 89号、92号及び93号について、事務局より報告させていただきます。

89号は〇〇の 〇〇 氏、〇歳。〇〇の農地、77㎡、92号は〇〇の 〇〇 氏、〇歳。〇〇の農地、229㎡、93号は〇〇の 〇〇 氏、〇歳。〇〇の農地、390㎡をそれぞれ買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、三者とも季節野菜です。

92号の 〇〇 氏は、〇〇在住ですが、〇〇に土地を購入し、住居を建築する予定です。

93号の〇〇氏は、〇〇在住ですが、〇〇に土地、建物を購入しており、リフォームが完了次第、引っ越し予定です。それぞれ取得する農地は住居予定地に隣接しております。

三者とも今後規模拡大する予定はなく、家庭菜園です。就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上12件であります。83号より地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 83号 問題ありません。

84号 問題ありません。

85号、86号 問題ありません。

87号 問題ありません。

88号 問題ありません。

89号、90号、91号 問題ありません。

92号 問題ありません。

93号 問題ありません。

94号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上12件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 つづきまして、農地法第4条関係、議案書は8ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決

定について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

13号は、〇〇の 〇〇氏が、自宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、申請人は、平成15年頃から隣接する申請地を自宅敷地の一部として利用し現在に至っております。

このたび、隣接する農地を売却することとなり調査を行ったところ、違反転用であることが発覚いたしました。申請人は深く反省し、「許可を得ず造成してしまい大変申し訳なく思います。以後このようなことがないようにいたします。」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上、1件であります。13号につきまして、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしくお願いたします。

地区委員 13号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題はないということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法5条関係、議案書は10ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず86号について審議をいたします。

当案件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦退席を願います。

(〇〇 委員 退場)

議 長 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

86号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

以上1件であります、これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしくお願いたします。

地区委員 86号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからも問題ないということではありますが、ほかにご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、本件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議 長 それでは、審議を再開いたします。

残りの7件について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

84号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移

転を受け、貸露天資材置場及び貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

85号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は、是正案件であり、申請地の一部を無断で造成するとともに、汚水枳を設置しておりました。譲渡人、譲受人双方から「勉強不足により、このようなことになりお詫びいたします。今後はこのようなことがないように十分注意し、法律を遵守いたします。」との始末書が提出されております。

議案書12ページをご覧ください。

87号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は、住宅の建築予定地である一体利用地が道路に接していないため、道路から当該地への進入路となるよう敷地の一部として隣接する農地の一部を転用しようとするものであります。

申請地は、譲渡人が父親から相続したもので、数十年前から住宅敷地への進入路として使用されており、このたび、住宅建築のため調査を行ったところ違反転用であることが発覚いたしました。譲渡人からは、「今後は農地法等を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにします。」との始末書が提出されております。

88号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、倉庫を建築しようとする申請でございます。

89号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自宅敷地への進入路として転用しようとする申請でございます。

本件は、議案第2号4条転用関係の13号に関連した案件であり、先ほどご説明しましたとおり譲渡人は、平成15年頃から隣接する申請地を自宅敷地の一部として利用し現在に至っております。

本件申請地を売却するにあたり調査を行ったところ、違反転用であることが発覚いたしました。譲渡人からは、「許可を得ず造成してしまい大変申し訳なく思います。以後このようなことがないようにいたします。」との始末書が提出されております。

議案書13ページをご覧ください。

90号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

91号は、〇〇の 〇〇農業協同組合が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、事務所及び農産物直販所を建築しようとする申請でございます。

以上7件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
 ただ今、事務局より説明がございました7件について、86号を除き、84号より順次、地元の委員さんの意見を伺いたいと思ひます。
 よろしくお願ひをいたします。

地区委員 84号、85号 問題ありません。
 87号 問題ありません。
 88号 問題ありません。
 89号 問題ありません。
 90号 問題ありません。
 91号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
 以上7件について、地元の委員さんからも問題なしということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
 「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、議案書14ページ、議案第4号、農地法第5条の規定に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

 議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。
 3号は、神拝の株式会社 ○○が建売住宅12棟及び宅地分譲9区画を目的として、令和4年9月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。当初の計画のとおり建売住宅12棟を販売する予定でしたが、購入希望者が広い敷地を希望したため、区画数を見直し、販売する建売住宅を11棟に変更するため、承認

を受けようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明のありました1件であります。これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員

3号 問題ありません。

議長

ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題なしということでございますが、ほかにご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長

次に、農業振興地域整備計画変更関係、議案書17ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案書18ページをご覧ください。

位置図及び地番図は20ページから24ページになります。

9号であります。申請人である〇〇の〇〇氏は、現在、賃貸住宅で妻と1人の子供とともに生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具等が増え、居宅が手狭になってきたことから、申請人及びその妻の両親及び祖父母の所有地で自己住宅の建築を検討した結果、申請地以外に適地がないため、農用地区域から除外をしようとするものでございます。

10号であります。申請人である〇〇の〇〇氏は、現在、〇〇地区で農業を営んでおりますが、自宅から遠方にある申請地近隣の農地で使用する農機具類の運搬に困っており、自己所有地で農

業用倉庫の建築を検討した結果、申請地以外に適地がないことから、農用地区域内の農地から農業用施設用地への変更をしようとするものでございます。

本件は、是正案件であり、申請人が当該地を取得した平成26年6月時には既に農業用倉庫が建築されており、申請人はこれが違反状態であるとは知らなかったものの、申請地とは別の所有農地で転用の計画があったことから、関連地を調べるうちに申請地が違反状態であることを知り、今回の申請に至ったものです。

申請人からは「農地法及び農振法の知識が不足していたため、確認を怠っており、大変申し訳なく反省しております。以後、このようなことがないように農地法及び農振法を遵守いたします。」との始末書が提出されており、農業用施設用地への変更完了後には、農地法に基づく転用手続きを行うこととなっております。

11号であります。申請人である〇〇の〇〇氏は、現在、息子とともに賃貸住宅で生活しておりますが、このたび、高齢となった両親に代わり孫である息子が農地を管理することとなったことから、申請人の父親が所有する土地で自己住宅の建築を検討した結果、申請地以外に適地がないため、農用地区域から除外をしようとするものでございます。

12号であります。申請人である〇〇の〇〇氏は、現在、賃貸住宅で妻と2人の子供とともに生活していますが、子どもの成長に伴い居宅が手狭となっていることから、申請人の父親の所有地で自己住宅の建築を検討した結果、申請地以外に適地がないため、農用地区域から除外をしようとするものでございます。

議案書19ページをご覧ください。

13号であります。申請人である〇〇の農事組合法人〇〇は、〇〇地区で農業を営んでおり、このたび、事業拡大を図るため、申請地を農業用施設用地から農地に変更しようとするものでございます。

なお、現在、申請地の権利は、農事組合法人〇〇が有しておりますが、計画変更後に農業委員会の許可を受けたうえで、当該地の権利を取得することが確約されており、所有者である〇〇に代わり、〇〇が申請するものでございます。

以上5件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました5件ありますが、まず9号より地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 9号、10号、11号 問題ありません。
12号 問題ありません。
13号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかにご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上5件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書25ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長より意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書27ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書28ページから38ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、50件、面積は、14万9,517㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、4件、面積は、7,162㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がございました内容ですが、よろしくご審議お願ひをいたします。

委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書39ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和5年8月16日から、令和5年9月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を18件、農地バンク農地登録1件を受理しております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より報告がありましたこの報告承認案件について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ありがとうございます。

意見もないようでございますので、これで報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際でございますので、委員の皆さんから何かご意見等ございましたらお受けしますが、ありませんか。

徳増靖記委員 昨日の愛媛新聞に〇〇社の農園が公開されたとの記事がありましたが、市長も参加されていたようですが、農業委員会からも参加したのでしょうか。

議 長 (農業)委員会の方からは参加しておりませんが。

これについて局長の方から補足があればお願いします。

事務局長

それでは私の方からご説明させていただきます。

私どもの方にもこれ（農園公開）についての案内等はございませんでして、どうやら市長と地元の住民の方に対してご案内があったみたいでして、10月3日に〇〇社が地元住民とかJAの関係者約100名の方にご参加いただきまして、その農場内をそれぞれ見ていただき、いろいろと心配されている水の関係、また営農に関して、今後JGAPの認証に則した営農を行っていくといった説明があったということを伺っております。

今年の2月に市長の方からも地元への説明を要望していたこともありまして、（〇〇社は）3月初めにマスコミの方だけを呼んで説明をしていたんですけれども、その際にも（〇〇社からは）農場ができれば地元の方もご案内して農場内を見ていただきながらご説明したいといったコメントもあったんですが、それがようやく実現したということで、マスコミの報道等を見ましても、実際に農場内を見てきちんとキウイフルーツが栽培されていることを確認していただいたり、〇〇社からは、環境保全を含めてきちんとした営農を行っていくということや地下水に関しましては通常水道に使用しているような層よりももっと深い層から採水しているので、飲料水には影響することはないといった説明があったとのこと。また〇〇農協との不仲説といった噂もあったんですけれども、〇〇農協の方からも「資材の販売とか情報交換は続けていく。必要な情報は組合員にも還元する。」といったコメントも出されており、今までにいろいろな怪情報が出回っていたんですけれども、そのことについてもいろいろと説明もされたのではないかと考えております。

今後につきましても〇〇社の農地の取得ということで、農業委員会の議案にもあがってくることもあろうかと思うんですけれども、今回の園地の公開・説明によりまして、これまで我々が〇〇社は適正に事業を行っている企業であると説明していたことが、実際に見ていただいてもわかるような状況になりましたので、今後そのような申請が出た場合には、きちんとした営農を行っている法人であるという認識の下に審議を進めていただけたらと考えているところです。

以上です。

徳増靖記委員

ありがとうございました。

議長

私らも幹事会で数回見には行ったんですが、地元には説明会はしてくださいとお願いはしていたので、ようやく実現されたことで一

安心しているところです。

機会があれば農業委員会の皆さんにも見てもらうのもありかなあ
と考えておりますので、今後検討してみたいと思います。

ほかに何かありませんか。

(意見なし)

議 長

ないようでございますので、以上で本日の総会を閉会いたします。
本日は農繁期の大変忙しい中、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年10月5日 午後2時38分